

# 組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2019年10月 VOL. 39

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

相次ぐ台風の襲来は各地で甚大な被害をもたらしましたが、皆様の地元では如何でしたでしょうか？ 幸い、今のところ、当組合が監理する実習生が被害にあったとの情報は頂いておりませんが、台風に限らず、災害多発国の日本ですので、日頃から非常の際の対応（避難の場所、方法など）を実習生に徹底して頂くようお願いいたします。

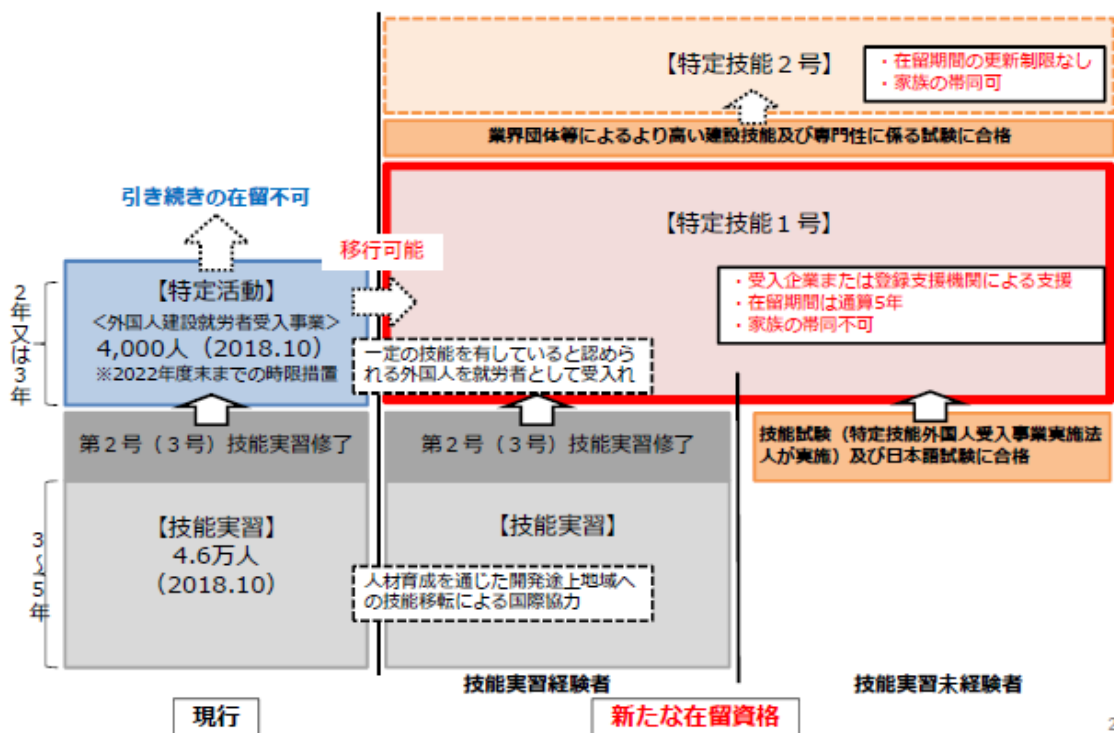
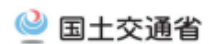
## 特定技能外国人受入事業の登録支援機関に認定されました。

9月27日付にて、協同組合アキュムレーションは、出入国在留管理庁より特定技能外国人受入事業に関する登録支援機関に認定されました。

これにより、アキュムレーションは外国人技能実習生、外国人建設労働者、特定技能外国人と3つカテゴリ全てをカバーできることになりました。

今後は、組合員の皆様のご要望に合ったより幅広いご提案ができるようになりますので、何なりとご相談頂きたいようお願い致します。

### 新制度創設による外国人材キャリアパス(イメージ)



## **【重要】外国人技能実習機構による実地検査について**

新しい技能実習制度に基づき、機構は実習実施者の企業に対し、3年1回実地検査を行うこととなっています。平成30年度、機構は約8千社の検査を行い、技能実習法違反が認められたとして4,707件の指導を行っています。中でも「**帳簿書類の作成・備え付け**」が適切に行われていなかったとの指摘が全体の4割を占めています（詳細は添付ご参照下さい）。新制度開始から既に1年が経過し、今後は**事前予告なく**実地検査を実施する、との通達が出ておりますので、皆様には事前準備の怠りなきようご注意をお願いします。

技能実習法及び労働関連法令で定められ、作成、備え付けが義務付けられている書類は以下の通りです。

(1) 技能実習法で定められた帳簿類

- ① 技能実習生の管理簿
- ② 認定計画の履行状況に係る管理簿(参考様式第4-1号)
- ③ 技能実習日誌(参考様式第4-2号) **毎日こまめに記入して下さい**

(2) 労働関係法令で定められた書類

- ① 賃金台帳
- ② タイムカード、出勤簿
- ③ 36協定 \* 時間外、休日労働を行う場合
- ④ 変形労働時間制に関する労使協定 \* 変形労働時間制を採用している場合
- ⑤ 賃金控除に関する協定書 \* 賃金から控除しているものがある場合
- ⑥ 就業規則 \* 常時使用する労働者(実習生を含む)が10名以上の場合
- ⑦ 健康診断結果記録

## **【重要】技能実習責任者の講習について**

**残り6カ月を切りました！ まだ受講されていない場合は、一日も早く受講予約を取り、受講するようお願いします！**

新しい実習制度では、**技能実習責任者**は3年に1度、主務大臣が認めた養成講習機関が実施する「養成講習」を受講しなければなりません（経過措置により2020年3月31日までは適用が猶予されています）。この講習を受けていない場合、来年4月以降は機構による技能実習計画の認定が受けられなくなります。**また既に認定を受けて進行中の技能実習計画についても認定が取り消されます！！**

下の厚生労働省のHPIに技能実習責任者講習を行っている養成講習機関のリストと日程が載っています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

**養成講習は受講する地域にもよりますが、非常に込み合っていて、既に数か月待ちになっており、今後、来年4月1日が近づくにつれ、更に込み合うことが予想されます！**

### **緊急連絡先（24時間）**

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827  
【組合職員携帯】 070-5364-0341 (石田) 070-3667-8667 (杉戸) 090-1760-1681 (松尾)  
070-6520-6943 (チャン) 070-3243-3453 (ダット) 070-6572-8076 (セツ)

※ご参照下さい。

○実習実施者における主な違反指摘内容別件数（6-2）

(平成30年度)

<b>技能実習の実施に関するもの</b>		608
1	実習内容が計画と異なっていたもの	143
2	実習時間数が計画と異なっていたもの	134
3	計画に記載されている機械・器具・設備を使用していなかったもの	87
4	従事させる業務が適切でないもの	98
5	実習場所が計画と異なっていたもの	22
6	その他	124
<b>技能実習を実施する体制・設備に関するもの</b>		390
1	技能実習生に対する指導体制が不十分であったもの	72
2	生活指導員が適切に選任されていなかったもの	71
3	技能実習指導員が適切に選任されていなかったもの	153
4	技能実習責任者が適切に選任されていなかったもの	24
5	技能実習生の人数枠が基準を満たしていないもの	22
6	その他	48
<b>技能実習生の待遇に関するもの</b>		1,270
1	宿泊施設の不備（私有物収納設備、消火設備等の不備等）に関するもの	764
2	食費、居住費、水運・光熱費等の技能実習生が負担する金額が適正でなかったもの	147
3	計画どおりの報酬が支払われていなかったもの	90
4	残業代が適切に支払われていなかったもの	237
5	報酬の額が日本人と同等以上でなかったもの	27
6	手当の支給その他の方法による入国後講習に専念するための措置を講じていなかったもの	5
<b>帳簿書類の作成・備え付けに関するもの</b>		1,904
1	各種管理簿を適切に作成・備付けしていなかったもの	1,320
2	その他	584
<b>届出・報告に関するもの</b>		514
1	経費変更届を適正に提出していなかったもの	283
2	実習実施届を適正に提出していなかったもの	77
3	技能実習実習実施状況報告を適正に提出していなかったもの	59
4	その他	95
<b>技能実習生の保護に関するもの</b>		21
1	在留カード・旅券を預かっていたもの	8
2	貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしていたもの	1
3	私生活の自由を不当に制限していたもの	7
4	その他	5
<b>合計</b>		4,707